

## 年末・年始・春節などに向けて 伝染病に対する防疫対策の強化を！

国内での口蹄疫の発生は平成22年の宮崎県の事例以降確認されておりませんが、**中国や韓国では今年も口蹄疫の発生が確認**されています。また、**ロシア（モンゴル国境付近）では、アフリカ豚コレラの発生が確認**されています。

一方、**今冬において高病原性鳥インフルエンザは、韓国（あひる）で発生**があり、**国内の死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認**されました。

このような中、年末・年始・春節・平昌オリンピック・パラリンピック冬季競技大会の開催など、日本と海外との人や物の移動が盛んになることから、国内に家畜伝染病が侵入するリスクが高くなると考えられます。

畜産関係者の皆様におかれましては、次の点にご留意ください。

- 口蹄疫等の発生地域への渡航を可能な限り自粛※
- 飼養衛生管理基準を遵守するとともに、特に、衛生管理区域や畜舎への立入制限 ・ 立入の際の消毒の徹底
- 家畜の異状が認められた場合には、直ちに家畜保健衛生所へ連絡（緊急連絡先は、家保だより平成29年度第1号をご確認ください）

※ 口蹄疫等の発生国へ渡航する場合には・・・

- ① 農場や、と畜場などの畜産関連施設に立ち入らない。
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らない。
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受ける。
- ④ 帰国後一週間は、衛生管理区域に立ち入らないこと。農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴・更衣等適切な処置を講じた上で立ち入る。
- ⑤ 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずる。

## 【口蹄疫の特定症状】⇒ 牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし

次の1～3のいずれかの症状を呈していること(鹿の場合、1では①・③に該当すること)。

1 次のいずれにも該当すること。

- ① 39.0度以上の発熱があること。
- ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下、または泌乳の停止があること。
- ③ 口腔内等(※1)に水疱等(※2)があること。

2 同一の畜房内(1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合は、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

3 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合は、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜)が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

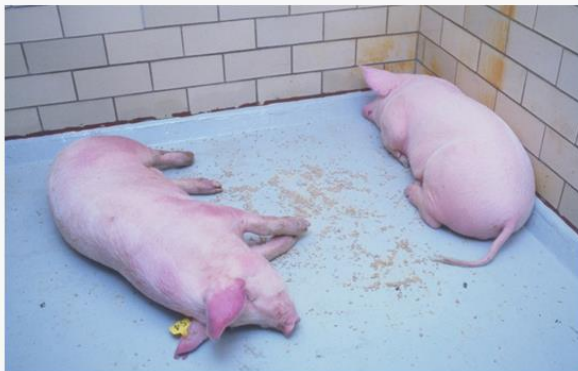
ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

※1 口腔内等…口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房

※2 水疱等…水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕(外傷に起因するものを除く)

## アフリカ豚コレラの症状

病状は多岐に渡り、甚急性、急性、亜急性、慢性の症状を示す。甚急性では突然死亡、急性では発熱(40～42℃)、食欲不振、粘血便、チアノーゼ等を呈し、死亡率は100%に近い。



写真出典: USDA APHIS Plum Island Animal Disease Center

## 【高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの特定症状】

⇒ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合(ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない)。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの疑いを否定できない場合も連絡を!

- ・ 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している場合
- ・ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡又はうずくまっている場合

## 神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679